

定 款

BABY JOB 株式会社

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条

当会社は、BABY JOB株式会社と称し、英文ではBABY JOB Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 保育所、託児所の経営に関するコンサルティング業務
2. セールスプロモーションの企画立案
3. ウェブサイト、ウェブコンテンツ及びアプリケーションの企画、デザイン、制作、開発、運営及び管理
4. インターネットによる情報提供・仲介及び販売事業
5. ITに関するコンサルティング事業
6. 保育事業に関する図書、教材の企画、編集、出版並びに販売
7. 各種通信教育に関する業務
8. 各種資格取得講習会、能力開発のための講習会セミナーの実施
9. 福祉サービス第三者評価事業
10. 前各号に付帯関連するノウハウの販売、経営指導及び受託、その他付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条

当会社の本店を、大阪市に置く。

(機関構成)

第4条

当会社は、株主総会と取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 監査等委員会

3. 会計監査人

(公告方法)

第5条

当会社の公告は、電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式総数は、11,782,000株とする。

(単元株式数)

第7条

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利制限)

第8条

当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式及び又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に

関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条

1. 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故、若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。但し、この場合には、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法務省令で定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条

1. 当会社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）は、9名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

（取締役の選任の方法）

第19条

1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（取締役の任期）

第20条

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条

1. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から社長1名を選任し、必要に応じて会長を1名、及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条

当会社は、会社法第370条の要件を満たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第26条

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業

務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第28条

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第29条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条

1. 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第31条

監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第32条

1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きをしないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第34条

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条

監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該

定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第38条

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

（事業年度）

第39条

当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

（剰余金の配当等）

第40条

1. 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
2. 当会社は、毎年2月末日又は8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）をすることができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第41条

1. 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
2. 未払の配当金には、利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第1条

2024年5月開催の第6回定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約について

は、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。

以上

この写しは原本と相違ありません。

2025年10月8日

大阪市淀川区西中島六丁目7番8号

BABAY JOB株式会社

代表取締役社長 上野 公嗣